

# ファミリート日の出 介護予防通所リハビリテーション利用料一覧表

令和 4年 10月 1日 改定

予防給付利用者負担 (月額)※			
費 目	介護度	期間	加算(単位)
介護給付費本人負担 (1割負担)	要支援1	1ヶ月	2,053
	要支援2	1ヶ月	3,999

(金額：単位数×10.55)

※予防給付利用者負担は、ひと月の利用回数に関わらず、月額での料金設定となっております。

体 制 加 算			
費 目		加算(単位)	加 算 内 容
サービス提供体制強化加算	(I)	88	要支援1 介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上の場合
		176	
科学的介護推進体制加算(I)(1月につき)		40	利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚労省に提出した場合
介護職員処遇改善加算	(I)	—	介護職員処遇改善加算 (I) 所定単位数の47/1000
介護職員等特定処遇改善加算	(I)	—	介護職員処遇改善加算 I・II・IIIいずれかを算定しサービス提供体制強化加算が(I)イの場合 (介護報酬総単位数×20/1000)
介護職員等ベースアップ等支援加算	(I)	—	処遇改善加算 I～IIIのいずれかを取得している場合 (介護報酬総単位数×10/1000)

そ の 他 の 加 算 (本人1割負担分) 2割負担の場合×2, 3割負担の場合×3			
費 目		加算(単位)	加 算 内 容
利用開始日から12か月を超えた期間に利用	要支援1	-20	利用を開始した日に属する月から起算して12月を超えた期間に利用する場合 (1カ月につき)
	要支援2	-40	
運動器機能向上加算		225	機能訓練の実施及び継続することにより要支援者ができる限り要介護状態にならないように支援する
若年性認知症受入加算		240	若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている場合加算
栄養アセスメント		50	管理栄養士とその他の職種と共同して栄養アセスメントを作成し、栄養状態等の情報を厚労省に提出
選択的サービス複合実施加算	I	480	運動器機能向上及び栄養改善(月に2回以上)
	II	700	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (月に2回以上)
事業所評価加算		120	要支援者の状態が一定以上の維持または改善されている場合に事業所を評価し算定

そ の 他 の 利 用 料 (希望者のみ)		
費 目	金額(税込)	内 容 の 説 明
食 費	720	昼食・おやつ(の料金(昼:600円 おやつ:120円)
日用品費	172	タオル・おしぼり・紙コップ・ペーパータオルなど
教養娯楽費	70	レクレーションやクラブ活動で使う画用紙・色鉛筆・文具など
キャンセル料	-	ご利用をキャンセルした場合に発生
行事費	実費	小旅行・観劇等の行事に参加される際の費用
理美容代	1回	カット(2,310円) パーマ・カラー(5,610円) 顔そり・ヘアセットのみ(1,210円)
おむつ代	1枚	リハビリパンツ(93円) パット(42円)
		おむつS・Mサイズ(125円) おむつLサイズ(148円)
廃棄料金	1枚	リハビリパンツ・おむつ(61円) パット(32円)
文書料	7,700	診療情報提供書または準ずる内容の文書料
	3,300	診断書・証明書・その他の文書料

介護老人保健施設ファミリート日の出